

診療記録等の開示について

当院では、厚生労働省「診療情報の提供に関する指針」に基づき診療記録等の開示を行っております。

I 診療記録の開示とは

診療記録の開示とは、患者・利用者の求めに応じ、診療記録を閲覧すること、又は診療記録等の写しを交付することなどを提供することです。

- ① 口頭による説明
 - ② 説明文章の交付
 - ③ 診療記録の開示
- などの方法を用いて適切におこないます。

※開示の対象となるのは、医師法の基づく保存期間の5年を経過していないものです。

II 開示を申請することができる方

1. 患者・利用者本人
2. 患者に法定代理人がいる場合は法定代理人
3. 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
4. 患者・利用者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる方
5. 患者・利用者が成人で判断力に疑義がある場合は、現実に患者・利用者の世話をしている親族及びこれに準ずる方

III 開示の申請方法

1. 受付窓口にて診療録開示を求める旨をお申し出ください。
2. 診療記録開示に関する説明を行い「診療情報に関する開示請求書」をお渡します。
3. 開示申請申込時には、身分証明書等の確認をおこないます。
 - ①運転免許証・パスポート・保険証等の内1通
 - ②戸籍謄本 ※① ②両方の提示をお願いします。
(身元確認時当院にて、コピーを撮らせて頂きます)
4. 請求人より記入頂いた「診療情報に関する開示請求書」をお預かりしてから
概ね2週間～1ヶ月を要します。
5. 開示請求書に対して開示の可否を診療情報管理委員会にて審議・検討を行います。
6. 開示手続きが整いましたら、担当者より開示日時の連絡を致します。
※患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがある場合や、第三者の利益を害する恐れがある場合
または、当院の業務の適正な実施に著しい障害を及ぼす場合等には提供申請に応じられないことがあります。

IV 診療記録の開示及び謄写に要する費用

【税込】

開示関係			謄写料(コピー代)		
項目	詳細	料金	項目	詳細	料金
診療記録等の閲覧のみ	30分を超える毎に	5,500円	診療録,その他の診療記録（白黒）	1枚	33円
医師による口頭の説明	30分につき	5,500円	診療録,その他の診療記録（カラー）	1枚	110円
医師による口頭の説明	30分を超える毎に	3,850円	画像(エコー内視鏡)	1件	1,100円
要約書(サマリー)	1枚	5,500円	CD他	1枚	1,100円